

管理職員の手当の改善を求める 管理職員特別勤務手当の改善を

昨年的人事院勧告で示された『給与制度のアップデート』から

(管理職員特別勤務手当)
地方の管理職員を含め、職員によっては、緊急対応等で深夜に及ぶ超過勤務を相当程度行う実態

平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯 (現行は0時~5時)の拡大や支給要件の明確化
▶ 深夜に及ぶ超過勤務を行っている管理職員に勤務実態に応じた処遇を確保

管理職ユニオンは次の点を強く要求

- ①深夜勤務手当の金額を大幅に増やすこと
→ 事務所課長・出張所長 現行3,500円
- ②支給対象時間帯を大幅に拡大すること
→ 現行 0時~5時
- ③特例勤務適用時においては、通常勤務時間~特例勤務摘要【0時~】の間においても管理職員特別勤務手当など新たな手当支給を

管理職になった皆さんは、それに見合った処遇になっているでしょうか。責任は大きくなり、年収が減った等という声も耳にします。災害時などは、部下が超過勤務手当が支給されるのに、24時以降の深夜手当か土日の管理職特勤の支給だけです。管理職ユニオンは、手当の改善を求めて要求しています。